

岩手県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成23年2月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
  - （2） 都市計画を変更した土地の区域 盛岡市上堂一丁目から岩手郡滝沢村鶴飼字八人打まで（別紙図面のとおりに。）
  - （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに滝沢村役場
- 2（1） 都市計画の種類 都市計画施設（公園）
  - （2） 都市計画を変更した土地の区域 北上市北鬼柳21地割、22地割、23地割及び24地割（別紙図面のとおりに。）
  - （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部北上土木センター並びに北上市役所
- 3（1） 都市計画の種類 都市計画施設（公園）
  - （2） 都市計画を変更した土地の区域 一関市真柴字宮沢並びに萩荘字箱清水、字天ヶ沢及び字台町（別紙図面のとおりに。）
  - （3） 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部一関土木センター並びに一関市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の変更に係る図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。